

◇ 流行遅れ商品の評価損

Q : 当社は、若者向きの洋服の販売業を営んでいます。流行遅れの商品について、評価損を計上しても問題ないでしょうか。

A : 今後通常の価格で販売することができないことが過去の実績等から明らかな場合には、評価損を計上することができます。

【解説】

法人税法では、会社の帳簿に記帳すべき資産の価額は、原則として、その資産の取得価額によることとされています。したがって、資産の評価換えによる損失を計上することは認められませんが、特定の事実が生じた場合に限り、例外的に評価損の計上を認めることとしています。

その事実の一つとして、棚卸資産が著しく陳腐化したことをあげています。この「著しく陳腐化した」とは、棚卸資産そのものに物質的な欠陥がないにもかかわらず、経済的な環境の変化に伴ってその価値が著しく減少し、その価額が今後回復しないと認められる状態にあることをいい、次のような事実がこれに該当します。

- (1) いわゆる季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の価額では販売することができないことが既往の実績その他の事情に照らして明らかであること
- (2) その商品と用途の面ではおおむね同様のものであるが、型式、性能、品質等が著しく異なる新製品が発売されたことにより、その商品につき今後通常の方法により販売することができないようになったこと

